

放射線測定器購入費用助成金交付要綱

平成 23 年 7 月 13 日

東中発第 80 号

(通則)

第 1 条 放射線測定器購入費用助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(助成金の交付の目的)

第 2 条 この助成金は、東日本大震災に伴う放射能漏れ事故を起因とした風評等に対応するために、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主検査し、その安全性をアピールする取組等を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 東京都中小企業団体中央会会長（以下「会長」という。）は、以下の条件を満たす事業者（以下「助成事業者」という。）より助成金の交付の申請を受け付けるものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく中小企業団体で、東京都内に主たる事業所を有していること
- (2) 過去に本助成金を受領していないこと
- (3) 同一内容で国・都道府県・区市町村等から助成を受けないこと
- (4) 過去に中央会・国・都道府県・区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと
- (5) その他、会長が特に必要と認めたもの

(助成金の交付対象)

第 4 条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容、助成事業に要する経費、助成上限額及び助成率は別表のとおりとし、助成対象期間に実施・支払が行われた経費の内、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(助成対象期間)

第 5 条 助成対象期間は、交付決定日以降、当該年度末日までとする。ただし、写真や書類等による事実確認が可能な場合に限り、平成 23 年 3 月 11 日から 7 月 31 日までの間に行なわれた事業を対象とすることができるものとする。

(交付の申請)

第 6 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第 1 号による申請書を、その定める期日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第7条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し受理するものとする。
- 2 会長は、提出された申請内容に基づき、必要かつ適切と認められるものについて、助成金の交付を決定し、様式第2号による助成金交付決定通知書をもって、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等)

- 第8条 助成事業者は、前条第2項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第3号による辞退届を会長に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも辞退届を提出するものとする。
- 2 会長は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成金の交付の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。
- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 助成事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費
- 4 第2項の規定により措置した場合は速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の内容の変更等)

- 第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4・1号による変更・中止承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止しようとするとき。
- 2 前項の承認には必要に応じて条件を付すこと、及びこれを変更することができる。
- 3 代表者等（組合名、所在地、代表者名）の変更又は新団体等の設立等をしたときは、様式第4・2号による変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

- 第10条 助成事業者は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第5号による遅延（事故）報告書を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

- 第11条 会長は、助成事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その者の助成事

業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

- 2 助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき又は助成金等の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、速やかに様式第 6 号による実績報告書を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 13 条 会長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行う。その結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の範囲内で助成金の額を確定し、当該助成事業者に様式第 7 号による確定通知書をもって通知する。

- 2 前項の規定による調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成事業者についてこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第 12 条の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な処置をしたときに準用する。
- 4 助成金は千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(助成金の請求・支払)

第 14 条 助成事業者は、前条の規定により助成金確定通知書を受けたときは、様式第 8 号による助成金請求書を速やかに会長に提出するものとする。

- 2 会長は助成金請求書が提出されたときは、速やかに支出するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 会長は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第 1 項の規定による取消しをした場合には速やかにこの決定の内容を、及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成事業者に速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第 16 条 会長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事

業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(助成金の経理)

第 17 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 18 条 助成事業者は、本助成金により取得した財産等については、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設けその管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等を、取得後 5 年以内に、譲渡、廃棄、交換、売却等の処分又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ様式第 9 号による取得財産等処分承認申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 会長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(職員の調査等)

第 19 条 会長は、助成事業者に対し助成事業の実施状況及び助成金の収支及び助成金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(助成事業の公表と成果の発表)

第 20 条 会長は、助成事業者の名称・代表者名を公表することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 会長は、第 15 条及び第 16 条の規定により、助成事業者に対し助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

- 2 前項において助成金の返還を命じられた者が、納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。
- 3 会長は前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。

4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、365日（閏年の日を含む。）当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は会長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

様式第1号：申請書・・・・・・・・・・・・第6条

様式第2号：助成金交付決定通知書・・・第7条第2項

様式第3号：辞退届・・・・・・・・・・・・第8条第1項

様式第4・1号：変更・中止承認申請書・・・第9条第1項

様式第4・2号：変更届・・・・・・・・・・・・第9条第3項

様式第5号：遅延（事故）報告書・・・第10条

様式第6号：実績報告書・・・・・・・・第12条

様式第7号：確定通知書・・・・・・第13条第1項

様式第8号：助成金請求書・・・・・・・・第14条第1項

様式第9号：取得財産等処分承認申請書・第19条第3項

別 表（第4条関係）

助成金の交付の対象となる事業
助成金の交付の対象となる事業は、助成事業者が行う、その構成員である中小企業者が風評等に対応するために製品の放射線を自主検査し、その安全性をアピールする取組等を支援するために、放射線測定機器を購入する事業のうち、必要かつ適當と認めるものについて、下記経費区分に掲げる経費を交付する。

助成事業に要する経費		
区 分	経 費 明 細	助 成 率
機器購入費 (標準付属品を含む)	放射線測定機器は、校正証明書のあるもの、又は国際規格等に合格しているものに限る。	
付属品購入費	放射線測定機器を利用するにあたり必要最小限のものに限る。 ※ キャリングケース、フィルタ等	4分の3以内
役 務 費	放射線測定機器購入時の送料、手数料等	

上記の経費で、助成対象期間中に納品・支払いが行われたものに限る。ただし、平成23年3月11日から7月31日までの間に納品・支払いが行われた機器に係る経費について、申請要件を満たし、納品・支払いを確認する写真や書類が全て提出できるものは、助成の対象とする。

助成上限額	
1 助成事業者に付き最大3台までの放射線測定器の購入費用を助成対象とする。	
購 入 台 数	助 成 上 限 額
1台	375,000円
2台	750,000円
3台	1,125,000円